

証券コード 4591

平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都港区白金台三丁目16番13号

株 式 会 社 リ ボ ミ ッ ク

代表取締役社長 中 村 義 一

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 本館3階 チャット

会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

なお、株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。

3. 目的事項

報告事項 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ribomic.com/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過および成果

当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム」を活用して、アプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）を行ってまいりました。

当事業年度において、自社創薬では、前事業年度に藤本製薬株式会社（本社：大阪府松原市）にライセンス・アウト（特許の使用権を許諾）したRBM004（抗NGFアプタマー）に次ぐライセンス・アウト等提携候補品目としてRBM006（抗ATXアプタマー）、RBM007（抗FGF2アプタマー）に加えてIgGアプタマーを選定し、平成27年7月に設置した事業開発部を中心として、主に欧米の大手製薬企業との間でライセンスに向けた交渉を精力的に行ってまいりました。しかしながら、RBM006、RBM007は前臨床段階の開発ステージにあることから、製薬企業がライセンス・インを決定するまでに多くの時間を要しております。

このような状況において、当社はライセンス・アウト等提携候補品目として掲げたパイプラインについて以下の取り組みを行ってまいりました。

RBM006は治療満足度が低く重篤な疾患である特発性肺線維症を当初の適応疾患とし、さらにその価値を高めるべく強皮症を適応疾患に追加して、ヒトでの臨床試験に不可欠なGLP試験の実施に向けた開発を推進し、特に類似薬効品に対抗しうるデータの構築に注力してまいりました。さらに、当事業年度において、RBM006が肝臓の線維化に対しても抑制的に働くことが動物実験により明らかになったため、肝線維症を適応症として追加いたしました。これらの活動の成果は、ライセンス交渉に利用してまいりました。また、RBM006に関して東京大学および東北大学と実施してきた共同研究の中で、公開可能な成果は世界的に権威のある学術誌である、Nature Structural & Molecular Biologyに論文が採択され、平成28年4月の電子版に掲載されました。

RBM007は難治性の骨疾患、癌性疼痛（特に癌の骨転移に伴うもの）、および高齢者の失明の原因ともなりうる加齢黄斑変性症等を当初の適応疾患として開発を進めてまいりました。さらに、当事業年度において、RBM007が軟骨の形成不全を抑制し、その成長を促進する作用があることを発見いたしました。この作用を利用すれば、RBM007が、難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）に対する新規薬剤になりうることが示唆されたため、RBM007の適応症に軟骨無形成症を追加し、本格的に開発を開始いたしました。

これらの成果を基にして国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が公募した創薬支援推進事業（希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業）に応募し、採択されました。なお、AMEDによる助成は当事業年度から平成30年3月までの3年間の予定です。

IgGアプタマーについては、抗体等の分離・精製剤としての利用に関し、目的の用途により適したアプタマーの創製に成功し、試験研究用の試作品の製造が中小企業庁からの東京都受託事業である平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の助成事業として採択されました。この助成事業を活用し、大学や企業の試験研究用としての販売を意図した製品の試作品を完成させました。現在、試作品について、評価確認を行うモニターを募集しております。なお、IgGアプタマーに関する事業の進展に伴い、創薬品目から独立した新規の製品コード「RBM101」を付して、試作品の商品化に向けた活動を積極的に推進することといたしました。また、本アプタマーの工業的な使用に関するライセンス等の提携についての欧米の製薬企業との交渉を引き続き行っております。

次に、共同研究に関しては、大塚製薬株式会社と進めていた3プロジェクト（RBM001、RBM002およびRBM003）について平成27年12月末に契約期間が満了となりました。このうち、RBM001については、大塚製薬株式会社が本アプタマーのライセンス導入の判断を行うことを目的とした、新規の共同研究契約（契約期間は平成28年12月末まで）を、平成28年1月に締結いたしました。本契約において、当社は、大塚製薬株式会社に対し、本アプタマーの開発および事業化を目的とした、全世界での独占的な開発、製造および販売の実施許諾（再実施権付き）についてのオプション権を付与しております。

RBM002およびRBM003については、共同研究期間満了後の扱いの詳細に関して大塚製薬株式会社との間で協議を進めております。

また、平成26年3月より開始した大正製薬株式会社との共同研究は、双方の連携により第2年目である当事業年度においても順調に進展し、第3年目に入っております。

さらに、全薬工業株式会社とのアプタマー創薬に関する技術アドバイスおよび研究受託に関する提携については、平成28年3月に1年間の期間延長を定めた覚書を締結いたしました。

これらの結果、当事業年度の事業収益は、大塚製薬株式会社との3つの共同研究プロジェクトについて、1プロジェクト（RBM001）は今後のライセンス・アウトを見据えた新規共同研究に引き継がれたものの、2プロジェクトが期間満了になったことに加えて、当事業年度中に当社が担当あるいは引き受ける業務量が減少したこと等から、共同研究収入が予算を下回りました。また、製薬企業等との新規アライアンスについても、交渉に時間を要していることから、当事業年度中の収益計上には至りませんでした。このため、全体での事業収益は121百万円（前事業年度比74.6%減）となりました。

事業費用は、パイプラインの進捗とそのライセンス・アウトを実現するための追加データ取得のために積極的な研究開発を実施し、研究開発費として435百万円、販売費及び一般管理費として219百万円を計上し、営業損失は532百万円（前事業年度は6百万円の営業利益）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入186百万円、共同研究先からの核酸合成等に係る実費補填にあたる受取研究開発費19百万円を含む210百万円を計上したこと等により、経常損失は322百万円（前事業年度は13百万円の経常利益）となりました。これにより、当期純損失は323百万円（前事業年度は10百万円の当期純利益）となりました。

次に、当事業年度における研究開発の状況を記載いたします。

当社が実施する創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行う自社創薬と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う共同研究があります。当事業年度における自社創薬と共同研究のパイプラインのうち、前臨床試験に進んでいるプロジェクトは以下のとおりです。なお、下記図中の黒色で示した箇所は当事業年度における進捗を示しております。

・医薬品開発

| 研究開発形態    | 製品コード  | 標的名       | 開発中の適応症  | 基礎・探索研究 | 前臨床試験                |        |       | 臨床試験<br>第I相 | 備考<br>(追加可能な適応疾患等) |
|-----------|--------|-----------|----------|---------|----------------------|--------|-------|-------------|--------------------|
|           |        |           |          |         | in vitro /in vivo 試験 | 予備毒性試験 | GLP試験 |             |                    |
| 共同研究開発    | RBM001 | Midkine   | 免疫・炎症性疾患 |         |                      |        |       |             |                    |
| ※         | RBM002 | 非開示       | 血液疾患     |         |                      |        |       |             |                    |
| ※         | RBM003 | 非開示       | 線維症      |         |                      |        |       |             |                    |
| ライセンス・アウト | RBM004 | NGF       | 疼痛       |         |                      |        |       |             |                    |
| 自社開発      | RBM005 | HMGB1     | 敗血症      |         |                      |        |       |             | 循環器疾患 他            |
|           |        |           | 線維症      |         |                      |        |       |             |                    |
| 自社開発      | RBM006 | Autotaxin | 肺線維症     |         |                      |        |       |             | 疼痛 他               |
|           |        |           | 強皮症      |         |                      |        |       |             |                    |
|           |        |           | 肝線維症     |         |                      |        |       |             |                    |
| 自社開発      | RBM007 | FGF2      | 骨疾患      |         |                      |        |       |             | 癌、リウマチ 他           |
|           |        |           | 癌性疼痛     |         |                      |        |       |             |                    |
|           |        |           | 線維症      |         |                      |        |       |             |                    |
|           |        |           | 加齢黄斑変性症  |         |                      |        |       |             |                    |
|           |        |           | 軟骨無形成症   |         |                      |        |       |             |                    |
| 自社開発      | RBM008 | Periostin | 糖尿病性網膜症  |         |                      |        |       |             | アトピー性皮膚炎 他         |

※：RBM002およびRBM003に関しては、共同研究期間満了後の扱いに関する詳細について大塚製薬株式会社との間で協議を進めております。

・新規用途開発

| 研究開発形態 | 製品コード  | 標的名 | 用途            | 基礎・探索研究 | 実用化加工 | 実用化評価 | ライセンスアウト等 | 備考              |
|--------|--------|-----|---------------|---------|-------|-------|-----------|-----------------|
| 自社開発   | RBM101 | IgG | 抗体・免疫グロブリン分離剤 |         |       |       |           | IgG・Fc融合タンパク質精製 |



## ① 自社創薬

自社創薬は、一定の開発段階まで自社独自で医薬候補となるアプタマーを開発し、その後、その成果を製薬企業にライセンス・アウトして、契約締結時の契約一時金、開発進行に伴うマイルストーン収入、および製品化後の売上げに応じたロイヤルティー等を得る事業です。

本事業において収益を計上できるのは、基本的にはライセンス契約の締結後となります。しかし以下のような場合には、それ以前にも収益を得る機会があり、相手方の意向にもよりますが、当社としては可能な限りその機会を追求してまいります。

- ・ 相手方に独占的な評価・交渉の権利を与える場合
- ・ 相手方との間で提携に関する基本条件について合意し、基本合意書等を締結した場合
- ・ 相手方の評価用に自社創薬品目のサンプルを提供する場合

なお、自社創薬では、基礎・探索研究の段階で自社創薬ターゲットに対して創製したアプタマーを *in vitro* 細胞試験で評価し、医薬候補品の絞り込みを行うとともに、その中で、高いポテンシャルがあると認めたアプタマーについて、製品コードを付与し、医薬品候補物としてさらなる研究開発を進めることとしております。現在、以下のテーマがその段階にあります。

### (イ) RBM004 (抗NGFアプタマー)

中枢神経に痛みのシグナルを伝える物質、NGF (Nerve Growth Factor、「神経成長因子」) の作用を阻害するという新しい作用メカニズムによって疼痛治療を狙うアプタマーです。

平成26年4月に、藤本製薬株式会社との間で全世界を対象とした独占的ライセンス契約を締結いたしました。本ライセンス契約により、POC (Proof of Concept、ヒトでの前期第Ⅱ相臨床試験において意図した薬効と安全性を示すデータを得ること) の確認までは、当社の費用負担を伴わない形で両社協力して研究開発を進め、POC以後の臨床開発は、藤本製薬株式会社の主導で実施されます。

現在、臨床試験開始を目指して、藤本製薬株式会社の主導で準備が進められております。

(ロ) RBM005 (抗HMGB1アプタマー)

致死的な疾患である敗血症ショックを引き起こす主要因子として考えられているHMGB1 (High Mobility Group Box1) の作用を阻害するアプタマーです。

本アプタマーに関しては、今後、敗血症適応だけではなく、HMGB1の亢進が関与する可能性が指摘されている他の疾患（脳梗塞や線維症あるいは疼痛）に対する薬効の検証を進める予定です。

(ハ) RBM006 (抗ATXアプタマー)

体の器官や臓器が線維化して本来の機能を発揮しなくなる疾患に線維症があり、その中でも難治性で癌に移行する可能性が高く、治療満足度の低い重篤な疾患として、特発性肺線維症があります。

特発性肺線維症の発症や悪化の要因として様々なタンパク質が指摘されていますが、その一つがATX (Autotaxin) です。本アプタマーは、このATXの作用を阻害するアプタマーです。

本アプタマーは重点ライセンス品目の一つで、臨床試験に不可欠なGLP試験の実施に向けた開発を推進し、特に類似薬効品に対抗しうるデータの構築に注力しております。当事業年度は、ライセンス交渉を有利に進めるべく、そのポテンシーを高める新規投与ルートでの作用の確認等に関する試験を行うとともに、ライセンス交渉先から要求された実験データの構築を進めてまいりました。その結果、RBM006が肝臓の線維化に対しても抑制的に働くことが明らかになりました。

また、東京大学および東北大学との共同研究成果により、これまでに創製したATXの作用を阻害するアプタマーとATXタンパク質との複合体についての結晶構造を明らかにするとともに、アプタマーがATXの働きを抑える立体的なメカニズムを世界で最初に解明し、その成果が平成28年4月に、Nature Structural & Molecular Biologyの電子版に掲載されました。さらに、この知見を基にして立体構造的にATXの作用をより強力に抑えるアプタマーをデザインし、肺線維症のモデルマウス等でその治療効果や薬理作用を確認することに成功いたしました。

このように、立体構造を基にしてより強力なアプタマーをデザインし、新たなアプタマーの創製に成功したことは、今後のさらなる技術革新に向けた大きな一歩になったと考えております。

当社は、これらの成果を基にRBM006のライセンス活動をさらに推し進め、その成約に向け邁進してまいります。

さらに、その価値の最大化を図るべく、特発性肺線維症に加えて強皮症での開発も進め、強皮症に関しても動物を用いた薬効試験で効果を確認し、特発性肺線維症と併せてGLP試験の実施への目途がたちました。また、ATXが疼痛に関与している可能性が学術文献で指摘されていることから、疼痛治療に向けた抗ATXアプタマーの開発も進めております。

## （二）RBM007（抗FGF2アプタマー）

FGF2（Fibroblast Growth Factor 2、「線維芽細胞増殖因子2」）は血管の新生因子として広く知られており、その阻害剤（特に抗体）を抗癌剤として開発する試みが報告されています。しかし、FGFには多数の類似因子が存在するため、FGF2のみに結合し、意図する薬効を発揮する低分子や抗体の創製は極めて困難で、現在まで、臨床ステージに進んだFGF2阻害剤はありません。

FGF2の発見は古く、これまでに約40年の研究の歴史があります。それらの学術的な研究報告から、FGF2が骨疾患の増悪に関与する可能性が示唆されていましたが、FGF2に対する優れた阻害剤が存在しなかったために、骨疾患におけるFGF2の作用が不明でした。当社の創製したRBM007はFGF2に対する阻害度と特異性において世界でも類を見ない阻害剤であり、疾患モデル動物を用いた試験によって、RBM007が骨疾患の増悪を阻止し治療できる優れた効果をもつことが明らかになりました。さらに、骨疾患における疼痛に対してモルヒネと同等の鎮痛作用をもつことも確認できました。

当社は、ライセンス交渉を有利に進めるために、本アプタマーのポテンシーを常に再確認し、その一環として、これまでに集積した骨疾患に関する動物試験等のデータ、学術情報などから本アプタマーの新規用途を検討し、軟骨の形成不全に対する治療薬としての可能性を見出しました。具体的な標的疾患として、軟骨細胞での線維芽細胞成長因子3型受容体（FGFR3）の遺伝子変異により、軟骨の形成や軟骨の骨への転化が抑制され、発症に至る軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）に着目いたしました。この疾患は、FGFR3経路の過敏（あるいは異常）なシグナルのために、骨の成長が止まってしまう難治性の希少疾患です。当事業年度では、RBM007の適応症として、軟骨無形成症を追加し、本適応症に対する新規治療薬の開発に向けた研究を推進いたしました。



この研究成果を基にして、AMEDが公募した創薬支援推進事業（希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業）に応募し、採択されました。これにより平成30年3月までの3年間にわたり軟骨無形成症治療薬の開発について助成を受ける予定となりました。

同時に、抗FGF2アプタマーは血管新生を抑制する作用を有します。そこで、網膜組織での異常な血管新生が原因で発症する加齢黄斑変性症への適応を考え、モデル動物試験では、既存薬の「Lucentis®」と同等以上の成績を示し、「Lucentis®」との併用療法においても顕著な薬効促進効果を確認いたしました。現在、加齢黄斑変性症および関連疾患の治療薬に向けた開発を精力的に進め、当事業年度においてGLP試験を開始いたしました。

#### （ホ）RBM008（抗Periostinアプタマー）

Periostinは糖尿病性網膜症やアトピー性皮膚炎の悪化や慢性化の原因と考えられているタンパク質です。

当事業年度において、網膜疾患に対するRBM008の優れた効果を動物実験で確認することができました。現在、前臨床試験を進めると同時に、最終開発候補品の確定のための試験を進めております。

## ② 共同研究

共同研究は、アプタマー医薬の研究を提携製薬企業と共同で行い、当社が分担する業務に応じて提携先から支払われる研究費を収入として得るとともに、一定の開発段階に達した時点で提携先の製薬企業に当社分の権利をライセンス・アウトし、相応の契約一時金やマイルストーン収入等を得る事業です。また、このような共同研究契約の他に、アプタマー創薬に関する技術アドバイスや研究受託などを行うアドバイザリー契約もあります。

現在、製薬企業と提携し進めている共同研究は以下のとおりです。

#### （イ）大塚製薬株式会社

現在、大塚製薬株式会社との間ではMidkineを創薬ターゲットとしたアプタマーRBM001についての共同研究を実施中です。本プロジェクトは、平成27年12月末に期間満了した従来の共同研究契約に代えて、ライセンス導入の判断を目的とした新たなスキームに基づく共同研究契約により実施しております。

なお、複数のターゲットを対象とした共同研究契約に基づくRBM002およびRBM003に関する共同研究は、平成27年12月末に契約期間が満了いたしました。現在、RBM002およびRBM003に関して、共同研究期間満了後の扱いの詳細について大塚製薬株式会社との間で協議を進めております。

本共同研究で得られたアプタマー（RBM002、RBM003）は、標的分子に対する優れた阻害活性があり、新薬シーズ（種）としての十分なポテンシーを有していることから、当社としては、これまでの共同研究によって得られた実験結果や試料等を活用し、自社製品として、新たな開発方針のもとで開発を進める予定で協議を進めております。

#### （ロ）大正製薬株式会社

同社が選択したアプタマー創薬テーマについての3年間の共同研究を平成26年3月より開始し、第2年目に該当する当事業年度においても、共同研究は順調に推移し、第3年目に入っております。

#### （ハ）全薬工業株式会社

同社が開発中のアプタマー医薬に関して、技術的なアドバイスの提供等を行うものであり、平成28年3月に1年間の契約期間の延長を行いました。

### ③ 新規技術開発関連

#### （イ）IgGアプタマー

本事業は、IgGアプタマーを抗体やFc融合タンパク質の分離・精製に関する研究用試薬、および工業用分離・精製剤としての商業化を目指すものです。

平成27年10月に、抗体やタンパク質の分離用IgGアプタマーカラムの試作が中小企業庁からの東京都受託事業である平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の助成事業として採択されました。これを受けて、IgGアプタマー樹脂およびカラムの試作品を作成し、製薬企業や大学等にモニター用としてサンプル提供を開始いたしました。また、本アプタマーの広告宣伝を兼ねて、平成27年12月に学会発表を実施いたしました。

なお、本アプタマーに関する事業の進展に伴い、創薬品目から独立した新規の製品コード「RBM101」を付して、商品化に向けた活動を推進することといたしました。

また、本アプタマーの工業的な使用に関する欧米の製薬企業との間のライセンス等の提携についての交渉を引き続き行っております。

#### (ロ) iPSプロジェクト

人工多能性幹細胞であるiPS細胞は、再生医療の切り札として期待されています。当社は、医薬品開発とは別に、アプタマーに関する技術基盤をさらに高めるための研究活動の一環として、事業開発部内にiPSプロジェクト室を設置しております。

本iPSプロジェクト室では、iPS細胞の実用化につながる、iPS細胞やその分化細胞の「純化」技術の開発などを進めております。なお、分化細胞については、細胞の種類ごとに開発すべきアプタマーが異なるため、テーマの絞り込みやそれに応じた個別の技術開発等について、大学やiPS細胞関連の会社との連携を進めております。

また、iPS細胞は医薬品のスクリーニングにも利用できるため、当社は大阪大学医学部との共同研究として、軟骨無形成症患者由来のiPS細胞を利用するRBM007の薬効確認試験を平成28年4月より開始しております。

#### ④ アカデミアとの共同研究

アプタマー創薬には最新の科学、技術、知識の活用が不可欠であり、そのため当社は創業以来アカデミアとの連携を図ってまいりました。

現在、平成24年4月に東京大学医科学研究所に開設した社会連携講座（「RNA医科学」社会連携研究部門）との連携を進め、主に次世代アプタマーに関する基礎研究およびアプタマー創薬に関する新規技術開発を行っております。本研究部門では、東京大学の専属の教官、スタッフが活発な研究活動を展開しております。

当事業年度においても、本連携に伴って医科学研究所内の施設を利用して疾患モデル動物を用いた実験等を実施することができ、当社の重要な研究基盤となっております。

上記の他に、名古屋大学、東北大学、大阪大学、大阪医科大学との共同研究を進めております。

当社は、これらアカデミアとの共同研究を通して、アプタマー創薬に関連する新規技術の取得およびレベルアップを図るとともに、アカデミアの研究基盤を活用して事業化に向けた候補アプタマーの科学的データの構築、開発品目の拡大に努めております。

#### ⑤ 知財に関する活動

創薬ベンチャーにとっては、開発品に関する知的財産、特に特許の取得は不可欠であり、特にライセンス・アウトの基盤となる重要な資産となります。当社においては、開発候補品であるアプタマーについて、配列の類似品を含めて、広く物質特許として権利化するよう努めております。

当事業年度においては、主に以下の実績がありました。

特許の取得・登録（査定を含む）

- ・ RBM003に関し、日本での特許取得
- ・ RBM004に関し、米国および欧州での特許取得
- ・ RBM007に関し、日本での特許取得



## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は48,213千円であります。

その主なものは、研究用機器（アプタマーと標的物質との結合を評価するための「ビアコア」等）の取得によるものであります。

## (3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                                   | 第 10 期<br>(平成25年3月期) | 第 11 期<br>(平成26年3月期) | 第 12 期<br>(平成27年3月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 事 業 収 益 (千円)                          | 168,613              | 151,220              | 479,871              | 121,911                         |
| 経常利益又は経<br>常損失(△) (千円)                | △275,299             | △210,881             | 13,195               | △322,103                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)              | △276,249             | △211,831             | 10,298               | △323,313                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | △2,641.57            | △2,023.55            | 0.88                 | △24.92                          |
| 総 資 産 (千円)                            | 602,256              | 492,602              | 3,419,584            | 3,183,419                       |
| 純 資 産 (千円)                            | 564,268              | 353,937              | 3,262,976            | 3,039,230                       |
| 1株当たり純資産 (円)                          | 5,395.67             | 3,346.04             | 254.42               | 231.21                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成26年6月28日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

なお、過年度に当該株式分割が行われたと仮定して遡及修正を行った場合の1株当たり純資産および1株当たり当期純利益は以下のとおりです。

| 区 分                               | 第 10 期<br>(平成25年3月期) | 第 11 期<br>(平成26年3月期) | 第 12 期<br>(平成27年3月期) |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △26.42               | △20.24               | 0.88                 |
| 1株当たり純資産 (円)                      | 53.96                | 33.46                | 254.42               |

## (4) 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤルティーおよび共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開して

おります。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保を実現するため、また将来的な事業の発展を見据え、以下に示す課題について、特に重点的に取り組んでおります。

#### ①パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現し、同時に開発中断等のリスクを低減するためには、自社パイプラインの拡充を図ることが重要と考えております。

新規開発パイプラインの策定においては、将来の提携やライセンス・アウトを実現できるよう、業界での開発指向の流れや大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査、検討の上、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定することが重要です。そのため、当社では自社での評価チームによる検討の他に、製薬企業との情報交換による需要の発掘やアカデミアとの産学連携などを通じて、ターゲットの拡充と選定が適切に行われるよう努めてまいります。

さらに、選定されたターゲットに関して、製薬企業の評価に耐え得る質の高い試験データの取得に努めてまいります。また、良質なアプタマーの創製が当社の技術優位性ですが、適応疾患については、学術文献等の最新報告に留意して、可能な適応拡大を検討してまいります。同時に、適応疾患や創薬ターゲットについても、一定の試験期間の後に適切な評価を実施して、場合によっては、開発ラインから除外する判断も行います。

#### ②新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、iPS再生医療技術分野におけるアプタマーの活用をはじめ、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目指し、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。さらにアカデミアとも連携し、アプタマーの潜在力を生かした新しい技術を積極的に開発する方針です。

#### ③ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインの成果の早期ライセンス・アウトを図るべく、国内にとどまらず、国際的な情報発信や情報交換により海外の製薬企業とのネットワークを確立し、その充

実を図ってまいります。これにより、国内外の各製薬企業の需要動向（研究開発の方向性や開発パイプライン方針、具体的な提携やライセンス・インの候補テーマ等）を正確に把握し、的確な提携スキームを提案して成約件数の拡大を目指してまいります。学会での発表や学術雑誌への論文掲載を通じて、当社の技術を国内外にアピールする活動も継続してまいります。

#### ④共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益をもたらすだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにも大きく貢献し、同時に、大手製薬企業の技術を活用することで開発をより迅速に進められることから、今後とも積極的に進めていく方針です。

共同研究を実現し、それを推進するためには、相手先の要請するスペックを満たすアプタマーを創製する技能が不可欠であることから、技術を一層研鑽し、共同研究の拡大に努めてまいります。

#### ⑤自社臨床試験に向けての準備

当社は、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社開発品の中から、アプタマー医薬品としての特性を最大限に生かす疾患を選んで、自社で臨床試験を実施することが必要であると考えております。具体的には、平成28年3月期にAMEDのプロジェクトとして採択されたRBM007が自社で臨床試験を実施する品目の有力な候補であると考えております。今後、臨床試験実施に向けた社内体制整備および試験データ蓄積に取り組んでいく予定ですが、すでにその一部は実施しております。

#### ⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発をとおして社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、当事業年度においては社外取締役1名を選任した他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も進めてまいりました。コーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは重要な課題であると認識しており、今後ともその強化に向け取り組んでまいります。

#### ⑦組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記①～⑥の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えております。そのため、当事業年度においては事業開発部を新設し人材の配置を行いました。今後、事業構造や事業展開等を勘案した上で必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

- ①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規な素材を使用すること。
- ②アプタマー創薬に関する基礎および応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」を確立していること。
- ③「RiboARTシステム」をベースとして創薬事業を二つのカテゴリー、即ち、自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスをとりながら展開していること。
- ④創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs」疾患領域に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。
- ⑤すでに前臨床試験後期に到達した多数の自社創薬製品が揃っていること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォームから様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、およびこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることです。

この創薬プラットフォームを有することから、当社は、自身のことを「創薬プラットフォーム系バイオベンチャー」とであると定義しております。

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

| 名称  |                                   | 所在地                               |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 本社  |                                   | 東京都港区白金台三丁目16番13号                 |
| 研究所 | RNA創薬研究所                          | 東京都港区白金台三丁目16番13号                 |
|     | サテライトラボ<br>（クレストホール2階<br>共同研究実験室） | 東京都港区白金台四丁目6番1号<br>（東京大学医科学研究所構内） |

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 20名  | 2名増    | 41.1歳 | 6.8年   |

（注） 従業員数は就業員数であり、契約社員数を含めておりますが、パートは含めておりません。



## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 43,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,144,800株

（注）当事業年度中の新株予約権の行使により、発行済株式の総数が前期末に比べて323,000株増加しております。

(3) 株主数 8,142名（前期末比509名減少）

### (4) 大株主

| 株 主 名               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------|------------|---------|
| 大 塚 製 薬 株 式 会 社     | 4,000,000株 | 30.43%  |
| 全 薬 工 業 株 式 会 社     | 1,025,800株 | 7.80%   |
| 中 村 義 一             | 568,000株   | 4.32%   |
| 宮 川 伸               | 325,400株   | 2.47%   |
| 藤 本 製 薬 株 式 会 社     | 300,000株   | 2.28%   |
| 中 村 恵 美 子           | 271,000株   | 2.06%   |
| 中 村 陽 子             | 200,000株   | 1.52%   |
| 大 和 企 業 投 資 株 式 会 社 | 162,200株   | 1.23%   |
| 岩 井 化 学 薬 品 株 式 会 社 | 160,000株   | 1.21%   |
| 藤 原 將 寿             | 110,000株   | 0.83%   |

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                  | 第4回新株予約権                     | 第6回新株予約権                      |
|------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 株主総会決議の日         | 平成18年6月30日                   | 平成20年9月24日                    |
| 割当日              | 平成18年6月30日                   | 平成20年12月1日                    |
| 保有人数および新株予約権の個数  |                              |                               |
| 当社取締役（社外取締役を除く）  | 2人          302個             | 1人          45個               |
| 当社社外取締役          | —            —               | —            —                |
| 監査役              | 1人          70個              | —            —                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                          |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 372,000株                     | 4,500株                        |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                           | 無償                            |
| 権利行使時の1株当たり払込金額  | 225円                         | 375円                          |
| 新株予約権の行使期間       | 平成18年6月30日から<br>平成28年6月29日まで | 平成20年12月1日から<br>平成30年11月30日まで |

|                  | 第7回新株予約権                     | 第8回新株予約権                    |
|------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 株主総会決議の日         | 平成21年9月29日                   | 平成22年6月29日                  |
| 割当日              | 平成21年10月1日                   | 平成22年7月1日                   |
| 保有人数および新株予約権の個数  |                              |                             |
| 当社取締役（社外取締役を除く）  | 2人          545個             | 2人          195個            |
| 当社社外取締役          | —            —               | —            —              |
| 監査役              | —            —               | —            —              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 54,500株                      | 19,500株                     |
| 新株予約権の発行価額       | 無償                           | 無償                          |
| 権利行使時の1株当たり払込金額  | 375円                         | 375円                        |
| 新株予約権の行使期間       | 平成21年10月1日から<br>平成31年9月30日まで | 平成22年7月1日から<br>平成32年6月30日まで |

|                                                      | 第9回新株予約権                                             | 第10回新株予約権                                            |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 株主総会決議の日                                             | 平成23年6月29日                                           | 平成24年6月28日                                           |
| 割当日                                                  | 平成23年6月30日                                           | 平成24年6月29日                                           |
| 保有人数および新株予約権の個数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社社外取締役<br>監査役 | 1人          150個<br>—            —<br>—            — | 2人          195個<br>—            —<br>—            — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                                     | 普通株式                                                 | 普通株式                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の数                                      | 15,000株                                              | 19,500株                                              |
| 新株予約権の発行価額                                           | 無償                                                   | 無償                                                   |
| 権利行使時の1株当たり払込金額                                      | 390円                                                 | 390円                                                 |
| 新株予約権の行使期間                                           | 平成23年6月30日から<br>平成33年6月29日まで                         | 平成24年6月29日から<br>平成34年6月28日まで                         |

|                                                      | 第11回新株予約権                                            |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 株主総会決議の日                                             | 平成25年6月27日                                           |
| 割当日                                                  | 平成25年6月28日                                           |
| 保有人数および新株予約権の個数<br>当社取締役（社外取締役を除く）<br>当社社外取締役<br>監査役 | 2人          266個<br>—            —<br>—            — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                                     | 普通株式                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の数                                      | 26,600株                                              |
| 新株予約権の発行価額                                           | 無償                                                   |
| 権利行使時の1株当たり払込金額                                      | 390円                                                 |
| 新株予約権の行使期間                                           | 平成25年6月28日から<br>平成35年6月27日まで                         |

- （注） 1. 平成17年5月16日開催の取締役会決議により、平成17年6月2日をもって普通株式1株を4株に、平成20年9月3日開催の取締役会決議により、平成20年9月23日をもって普通株式1株を10株に、さらに平成26年6月11日開催の取締役会決議により、平成26年6月28日をもって普通株式1株を100株に分割いたしました。これに伴い新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。
2. 監査役が保有している新株予約権は、当人が取締役在任中に付与されたものです。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当                  | 重要な兼職の状況                           |
|---------|-------|---------------------|------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 中村 義一 |                     |                                    |
| 取締役     | 宮崎 正是 | 執行役員管理部長            |                                    |
| 取締役     | 宮川 伸  | 執行役員探索研究部長 兼 事業開発部長 |                                    |
| 取締役     | 森川 弘文 |                     |                                    |
| 常勤監査役   | 藤井 素彦 |                     |                                    |
| 監査役     | 高木 正明 |                     |                                    |
| 監査役     | 矢部 豊  |                     | 公認会計士矢部事務所 代表<br>湧永製薬株式会社<br>社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 森川弘文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 藤井素彦氏および監査役 矢部豊氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 矢部豊氏は公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は社外取締役 森川弘文氏および社外監査役 藤井素彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年6月25日開催の定時株主総会において、森川弘文氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更となりました。

| 氏名   | 異動前           | 異動後                    |
|------|---------------|------------------------|
| 宮川 伸 | 取締役執行役員探索研究部長 | 取締役執行役員探索研究部長 兼 事業開発部長 |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分   | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|-----|-----------|
| 取 締 役 | 4名  | 53,628千円  |
| 監 査 役 | 3名  | 15,200千円  |
| 合 計   | 7名  | 68,828千円  |

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります。(平成26年6月26日 定時株主総会決議) また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります。(平成26年6月26日 定時株主総会決議)

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 森川弘文氏に該当事項はありません。
  - ・監査役 藤井素彦氏に該当事項はありません。
  - ・監査役 矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役であります。兼職先と当社の間に特別な関係はありません。



② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名   | 地 位       | 主 な 活 動 状 況                                                                                     |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森川 弘文 | 取 締 役     | 平成27年6月25日就任以降に開催された11回の取締役会のすべてに出席し、経営に関する豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を行っております。                         |
| 藤井 素彦 | 常 勤 監 査 役 | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された14回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。          |
| 矢部 豊  | 監 査 役     | 当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された14回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。 |

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員3名の報酬等の総額は14,300千円であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- 2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
- 3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。
- 4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- 2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

### (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- 1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- 2 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- 3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

- (5) **当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

該当なし

- (6) **監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- (7) **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1 取締役、執行役員およびその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。

(1)法令および定款に違反する事項

(2)内部通報制度による通報状況

(3)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- 2 監査役へ報告を行った取締役、執行役員およびその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

- 3 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

- 4 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

- (8) **監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (9) **監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

- (10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するために、当事業年度において、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役がその全てに出席いたしました。
- ② リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を2回開催し、当社のリスク評価を行い、リスクの低減を図るとともに、リスク管理委員会での審議内容を取締役会において確認いたしました。また確認項目のうち重要なものについては、適宜内部監査項目に反映いたしました。
- ③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席いたしました。また業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役や使用人に説明を求めました。さらに当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図りました。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査を実施し、それぞれの検証結果を取締役会に報告いたしました。
- ⑤ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、個人情報管理等に関する各種教育研修を適宜実施いたしました。
- ⑥ 内部統制の評価については、まず財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を評価した上で、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価では、選定された業務プロセスを分析して、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これら統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。



# 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額        |
|-------------|-----------|---------------|------------|
| (資 産 の 部)   |           | (負 債 の 部)     |            |
| 流 動 資 産     | 3,112,581 | 流 動 負 債       | 144,189    |
| 現金及び預金      | 1,860,329 | 未 払 金         | 24,125     |
| 有 価 証 券     | 1,199,835 | 未 払 費 用       | 7,660      |
| 貯 蔵 品       | 5,137     | 未 払 法 人 税 等   | 8,421      |
| 前 渡 金       | 3,908     | 前 受 金         | 99,000     |
| 前 払 費 用     | 6,371     | 預 り 金         | 4,981      |
| 未 収 入 金     | 284       |               |            |
| 未 収 消 費 税 等 | 36,125    | 負 債 合 計       | 144,189    |
| そ の 他       | 590       |               |            |
| 固 定 資 産     | 70,838    | (純資産の部)       |            |
| 有 形 固 定 資 産 | 54,147    | 株 主 資 本       | 3,039,230  |
| 建 物         | 704       | 資 本 金         | 2,921,824  |
| 工具、器具及び備品   | 53,443    | 資 本 剰 余 金     | 2,894,824  |
| 無 形 固 定 資 産 | 144       | 資 本 準 備 金     | 2,894,824  |
| ソ フ ト ウ エ ア | 144       | 利 益 剰 余 金     | △2,777,418 |
| 投資その他の資産    | 16,546    | その他利益剰余金      | △2,777,418 |
| 投 資 有 価 証 券 | 1,529     | 繰越利益剰余金       | △2,777,418 |
| 敷 金         | 13,175    |               |            |
| 長期前払費用      | 1,841     | 純 資 産 合 計     | 3,039,230  |
| 資 産 合 計     | 3,183,419 | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,183,419  |

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 額        |
|--------------|---------|----------|
| 事業収益         |         | 121,911  |
| 事業費用         |         |          |
| 研究開発費        | 435,009 |          |
| 販売費及び一般管理費   | 219,291 | 654,300  |
| 営業損失(△)      |         | △532,389 |
| 営業外収益        |         |          |
| 受取利息         | 1,415   |          |
| 為替差益         | 311     |          |
| 助成金収入        | 186,451 |          |
| 受取研究開発費      | 19,805  |          |
| その他の         | 2,941   | 210,925  |
| 営業外費用        |         |          |
| 株式交付費        | 638     | 638      |
| 経常損失(△)      |         | △322,103 |
| 税引前当期純損失(△)  |         | △322,103 |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 1,210    |
| 当期純損失(△)     |         | △323,313 |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本   |                    |           |              |                    |              |             | 純資産合計     |
|-----------------|-----------|--------------------|-----------|--------------|--------------------|--------------|-------------|-----------|
|                 | 資 本 金     | 新 株 式 申<br>込 証 拠 金 | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金          |              | 株主資本<br>合 計 |           |
|                 |           |                    | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |           |
|                 |           |                    |           |              | 繰越利益剰余金            |              |             |           |
| 当 期 首 残 高       | 2,871,591 | 900                | 2,844,591 | 2,844,591    | △2,454,105         | △2,454,105   | 3,262,976   | 3,262,976 |
| 当 期 変 動 額       |           |                    |           |              |                    |              |             |           |
| 新 株 の 発 行       | 49,783    |                    | 49,783    | 49,783       |                    |              | 99,567      | 99,567    |
| 新株式申込証<br>拠金の振替 | 450       | △900               | 450       | 450          |                    |              | —           | —         |
| 当期純損失(△)        |           |                    |           |              | △323,313           | △323,313     | △323,313    | △323,313  |
| 当期変動額合計         | 50,233    | △900               | 50,233    | 50,233       | △323,313           | △323,313     | △223,746    | △223,746  |
| 当 期 末 残 高       | 2,921,824 | —                  | 2,894,824 | 2,894,824    | △2,777,418         | △2,777,418   | 3,039,230   | 3,039,230 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

イ その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

但し、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 145,081千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

事業収益 20,948千円

営業取引以外の取引高 19,805千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 12,821,800        | 323,000           | —                 | 13,144,800       |
| 合 計   | 12,821,800        | 323,000           | —                 | 13,144,800       |

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 323,000株

##### (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,086,000株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金或いは安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については新株の発行により行う方針です。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び受取研究開発費に係る未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券は全て満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程である資金運用管理規程の定めに従い、適切な格付けを得た安全性の高い金融商品で運用しているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 1,860,329        | 1,860,329  | —          |
| (2) 有価証券   | 1,199,835        | 1,199,700  | △135       |
| 資産計        | 3,060,164        | 3,060,029  | △135       |
| (1) 未払金    | 24,125           | 24,125     | —          |
| 負債計        | 24,125           | 24,125     | —          |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分               | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|------------------|------------------|
| その他有価証券<br>非上場株式 | 1,529            |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 6. 有価証券に関する注記

満期保有目的の債券

|                        | 種類          | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|-------------|----------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えるもの  | (1) 国債・地方債等 | —                    | —          | —          |
|                        | (2) 社債      | —                    | —          | —          |
|                        | (3) その他     | —                    | —          | —          |
|                        | 小計          | —                    | —          | —          |
| 時価が貸借対照表計<br>上額を超えないもの | (1) 国債・地方債等 | —                    | —          | —          |
|                        | (2) 社債      | —                    | —          | —          |
|                        | (3) その他     | 1,199,835            | 1,199,700  | △135       |
|                        | 小計          | 1,199,835            | 1,199,700  | △135       |
| 合計                     |             | 1,199,835            | 1,199,700  | △135       |

## 7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費 584千円

繰越欠損金 711,292千円

その他 3,912千円

繰延税金資産小計 715,788千円

評価性引当額 △715,788千円

繰延税金資産合計 ー千円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

### (3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

これらによる、計算書類に与える影響はありません。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類               | 会社等の名称       | 所在地         | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係     | 取引<br>内容    | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------------------|--------------|-------------|-------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|-------------|--------------|----|--------------|
| その他<br>の関係<br>会社 | 大塚製薬<br>株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 20,000            | 医薬品製<br>造・販売      | (被所有)<br>直接<br>30.4       | 共同研<br>究契約<br>の締結 | 共同研<br>究収入  | 20,948       | －  | －            |
|                  |              |             |                   |                   |                           |                   | 受取研<br>究開発費 | 19,805       | －  | －            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案の上、両社にて協議の上決定しています。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容及<br>職務 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引<br>内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|----|------------|-----|-------------------|--------------|---------------------------|---------------|-----------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 中村義一       | —   | —                 | 当社代表取締役社長    | (被所有)直接<br>4.3            | —             | 新株予約権の行使<br>(注) | 12,825       | —  | —            |
| 役員 | 宮川伸        | —   | —                 | 当社取締役        | (被所有)直接<br>2.4            | —             | 新株予約権の行使<br>(注) | 23,983       | —  | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ストック・オプションとしての新株予約権の行使です。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 231円21銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 24円92銭  |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社リボミック

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

筆 野

力 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

安 藤

眞 弘 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リボミックの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

|         |       |   |   |   |   |         |
|---------|-------|---|---|---|---|---------|
| 株 式 会 社 | リ     | ボ | ミ | ツ | ク | 監 査 役 会 |
| 常 勤     | 監 査 役 | 藤 | 井 | 素 | 彦 | ⑩       |
| (社外)    | 監査役   | 高 | 木 | 正 | 明 | ⑩       |
| 監 査 役   | 矢     | 部 | 豊 |   |   | ⑩       |
| (社外)    | 監査役   |   |   |   |   |         |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                             | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | なかむら よしかず<br>中 村 義 一<br>(昭和22年11月25日生) | 昭和53年4月 東京大学医科学研究所助手<br>昭和61年6月 東京大学医科学研究所助教授<br>平成12年10月 東京大学医科学研究所教授<br>平成17年10月 当社取締役最高技術責任者<br>平成24年4月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成24年6月 東京大学名誉教授(現任) | 568,000株            |

#### 《取締役候補者とした理由》

中村義一氏は、代表取締役社長として、経営における豊富な経験と実績を有するとともに、過去に日本RNA学会会長を務めるなど、RNA研究の第一線で活躍し、RNA科学および創薬における深い見識を有しています。当社は、同氏が当社のアプタマー創薬事業をけん引する上で適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | みやざき まさゆき<br>宮 崎 正 是<br>(昭和26年6月18日生) | 昭和50年4月 日本オリベッティ(株)入社<br>昭和55年1月 (株)新星堂入社<br>平成6年5月 同社取締役情報システム部<br>長<br>平成10年5月 同社取締役経理部長<br>平成14年10月 同社専務取締役管理本部長<br>平成16年3月 同社代表取締役専務取締役<br>管理本部長<br>平成20年11月 当社入社管理部長<br>平成21年2月 当社執行役員管理部長<br>平成21年9月 当社取締役執行役員管理部<br>長(現任) | － 株                 |

《取締役候補者とした理由》

宮崎正是氏は、取締役執行役員管理部長として、当社の財務、経営企画および管理業務全般を統括し、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏が当社の目指す経営戦略や財務戦略を実現する上で適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                    | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3          | ※<br>ふじわら まさとし<br>藤 原 将 寿<br>(昭和35年5月16日生) | 昭和62年4月 東洋曹達工業(株)(現東ソー<br>(株))入社<br>平成11年4月 日本グラクソ(株)(現グラク<br>ソ・スミスクライン(株))入社<br>平成16年5月 (株)セルフリースサイエンス入<br>社研究開発部長<br>平成17年5月 当社入社開発部長<br>平成19年7月 当社執行役員開発研究部長<br>(現任) | 110,000株            |

《取締役候補者とした理由》

藤原将寿氏は、執行役員開発研究部長として、アプタマー創薬の開発研究における豊富な経験と見識を有し、また医療現場に新薬を届けたいという強い意志と責任感、また高い倫理観を有していることから、開発部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                      | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4          | もりかわ ひろふみ<br>森 川 弘 文<br>(昭和13年4月21日生) | 昭和40年4月 日清食品(株)入社<br>昭和54年4月 (株)ローソン入社<br>平成3年3月 同社常務取締役<br>平成7年5月 (株)中合常勤監査役<br>平成17年5月 経営コンサルタント開業<br>平成27年6月 当社取締役(現任) | － 株                 |

《社外取締役候補者とした理由》

当社は、森川弘文氏が人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、上場会社の経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることを考慮し、当社の経営全般を監督し、助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                | 略 歴、地 位、担 当 お よ び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5          | ※<br>にしはた としあき<br>西 畑 利 明<br>(昭和23年11月4日生) | 昭和54年3月 大阪大学薬学部助手<br>昭和56年4月 Kansas大学 Associate<br>Professor<br>昭和63年6月 Upjohn Pharmaceuticals<br>Ltd. (現Pfizer Inc.) 入社<br>平成8年3月 参天製薬(株)入社<br>平成11年7月 同社執行役員<br>平成14年12月 同社執行役員研究開発本部<br>長<br>平成16年7月 同社常務執行役員研究開発<br>本部長<br>平成21年6月 同社取締役常務執行役員研<br>究開発本部長<br>平成22年4月 Santen Inc.取締役社長兼<br>CEO兼務<br>平成23年4月 参天製薬(株)取締役専務執行<br>役員米国・欧州事業管掌兼研<br>究開発本部長<br>平成27年7月 当社顧問(現任) | － 株                 |

《社外取締役候補者とした理由》

当社は、西畑利明氏が、製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般および臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 取締役候補者森川弘文氏および西畑利明氏は、社外取締役候補者であります。
  4. 森川弘文氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
  5. 森川弘文氏と当社との間では、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  6. 西畑利明氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
  7. 森川弘文氏および西畑利明氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しております。当社は、森川弘文氏を独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出ており、西畑利明氏についても独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。

以上



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区白金台一丁目1番1号

八芳園 本館3階 チャット

電話 03-3443-3111（代表）



交通：地下鉄

＜南北線・三田線＞ 白金台駅下車50m（2番出口より徒歩3分）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。